



「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)」と 「次期せたがやインクルージョンプラン(素案)」 へご意見・ご提案をお寄せください

☎ 障害施策推進課 ☎03-5432-2958 ☎03-5432-3021

1 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)



区HPQ 34329

この条例は、心身の機能に障害のある当事者だけでなく、様々な状況・状態にある区民が、互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会の実現を目指して制定されました。

改正の背景

国連の障害者権利委員会から日本政府への勧告の内容等を踏まえ、「次期せたがやインクルージョンプラン」の策定とあわせて改正に向けた検討を進め、障害者施策推進協議会等でいただいた意見をもとに条例改正の素案をまとめました。



改正点

条例を広く区民に周知する取組み「世田谷たがいちがいプロジェクト」おひろめ会の様子▶

● 自立した生活と地域社会への包容

障害のある当事者自らが選択した、地域社会での生活の実現に取り組みます。

● 障害者の意思決定支援

区と障害福祉サービス事業者等に、「意思決定の支援に配慮し、その実施に努める」ことを定めるとともに、区が必要な施策を講じます。

● 区政への参加・参画

区民参加の会議では、障害のある当事者が主体的に参加できるよう、特性に応じた環境整備に努めます。

条例と計画の関係性

「せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画-」では、条例の章立てをもとに4つの項目を設け、条例の内容を具体的に実行するための方向性や施策を定めます。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

具体化

せたがやインクルージョンプラン -世田谷区障害施策推進計画- 〈4つの柱〉

① 障害に対する理解の促進及び
障害を理由とする差別の解消② 安心して暮らし続けることが
できる地域づくり③ 参加及び活躍の場の拡大のための
施策④ 情報コミュニケーションの推進の
ための施策

郵送提出用 宛名用紙

1 5 4 8 7 6 6

料金受取人払郵便
世田谷局承認

6122

差出有効期限
2026年
10月8日まで
(切手不要)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの
部分を切り取って宛名用紙とし
て利用することはできません。
ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番 号
氏名/

「たがいに拍手、ちがいで握手。」一度聞いたら頭に残るキャッチフレーズです。これは、アートやワークショップを通じてお互いの違いを尊重しあうことの価値を楽しむ「世田谷たがいちがいプロジェクト」の合言葉です。このプロジェクトは、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の理念を広げるために実施しています。

本号では、条例の一部改正(素案)と、条例の理念を具体的な施策へとつなげるための計画「次期せたがやインクルージョンプラン(素案)」をご紹介します。

条例改正(素案)は、国連障害者権利委員会から出された日本政府への勧告をいち早く取り入れるため、関係団体の皆さんから寄せられた声を踏まえ、検討を重ねてきたものです。

また、せたがやインクルージョンプランは、高次脳機能障害への支援の充実に向けた法整備など、障害福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題にも対応しています。そして、誰もがお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自らが選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会を実現するため、今後3年間の取組みの方向性を示しています。

ぜひ皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。

世田谷区長
のぶと
保坂展人

2次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案)



区HPQ 34164

この計画は、区の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等のサービス量等を定める計画です。区を取り巻く状況の変化等を踏まえ、3年ごとに策定します。今回の計画期間は、令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)です。

基本理念

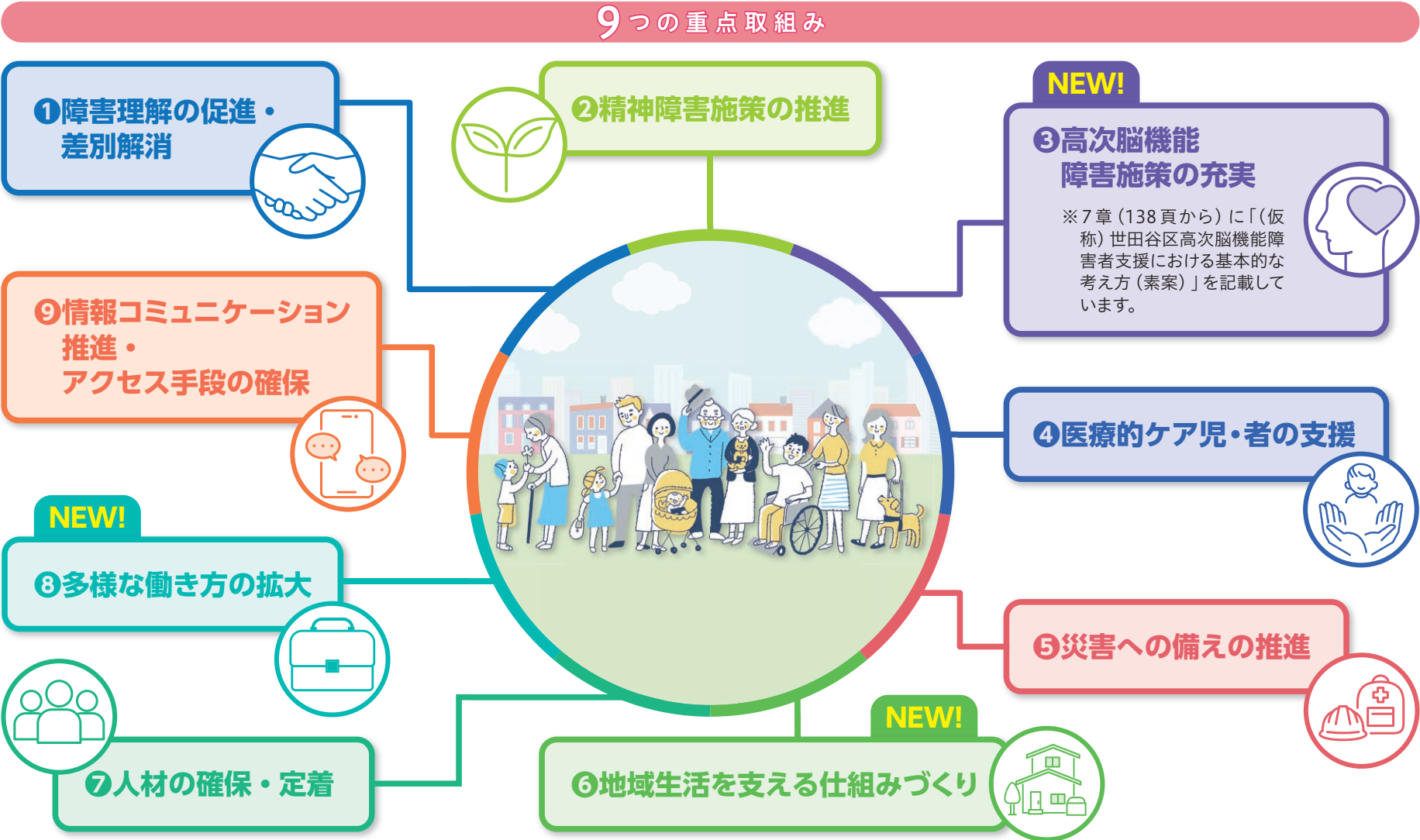
障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

行動コンセプト(支援者の行動の基本的な考え方)

「障害のある当事者の選択を支える」

●当事者個々の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。

●当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努める。



条例改正・プラン策定に関するシンポジウムを開催します

内容／条例・プランの内容紹介、パネルディスカッション等 日時／9月25日(金)午後6時30分～8時30分 会場／玉川せせらぎホール(当日会場へ) その他／手話通訳・要約筆記あり

区HPQ 33885

あなたの声を区政に

区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

いただいたご意見等は、条例の改正・プランの策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

素案閲覧場所

区HP(二次元コード)、障害施策推進課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者

次のいずれかに当てはまる方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本条例・プラン(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法

●区HPから
●障害施策推進課(☎03-5432-2958 FAX03-5432-3021)へ書面(書式自由)を郵送・FAX・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、障害施策推進課へご相談ください。

記入事項

①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名
④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限

10月7日(必着)

スケジュール(予定)

9～10月

令和9年2月

3月

4月

素案の公表・意見募集(10月7日まで)

素案に対する意見の公表

プランの策定

改正条例の施行

1宛名用紙を切り取り、封筒に貼ります

2本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

3郵便ポスト等から差し出します

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。
●本条例・プラン(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。
●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

2

●本紙は、新聞折込のほか、区施設、駅(一部除く)、郵便局、ファミリーマート、一部商業施設などで配布しています。

●アプリ「マチイロ」、区HPからもご覧になれます。